

九州大学留学生センター日本語研修コース規程

平成16年度九大規程第87号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成27年3月31日
(平成26年度九大規程第206号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則(平成26年度九大規則第92号)第17条第2項の規定に基づき、日本語研修コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(コースの目的)

第2条 日本語研修コースは、外国人留学生に対し、日本語教育を行うことを目的とする。

(日本語研修生)

第3条 日本語研修コースの外国人留学生を日本語研修生と称する。

(資格)

第4条 日本語研修生となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に規定する研究留学生

(2) その他外国人留学生で留学生センター(以下「センター」という。)の長が適当と認めたもの

(定員)

第5条 日本語研修コースの定員は、30人とする。

(許可)

第6条 日本語研修生となることを志願する者が、所要の手續を完了したときは、センターの長は、留学生センター委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、これを許可する。

(研修期間)

第7条 日本語研修コースの研修期間は、6月とし、その始期は、4月及び10月とする。

(教育課程)

第8条 日本語研修コースの教育課程は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育課程の履修等に関し必要な事項は、センターの長が定める。

(修了等)

第9条 総長は、委員会が前条第1項の教育課程を修了したと認めた者には、修了証書を授与する。

(授業料等の額及び徴収方法等)

第10条 第4条第2号の規定による日本語研修生に係る検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程(平成16年度九大会規第12号)に定めるところによる。

(除籍)

第11条 前条に規定する日本語研修生が授業料の納付を怠った場合は、センターの長はこれを除籍する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、委員会の議を経て、センターの長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規程第64号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年度九大規程第206号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8条第1項関係）

授業科目	授業時間数
日本語	300
日本文化・日本事情	90
計	390